県 紋 章

群馬県報


つる舞う形の群馬県／上毛かるた

令和８年１１月１７日（火）　第１０４４８号

■ 目　　次

ページ

告　　示

○家畜伝染病発生報告（農政課）　2
○道路の供用開始（道路管理課）　2

公　　告

○農地を利用する権利を設定する裁定の申請（農業構造政策課）　2
○同　3
○開発工事の完了（建築課）　4

■ 告　　示

◎群馬県告示第２５６号

家畜伝染病予防法（昭和２６年法律第１６６号）第１３条第１項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生について届出があった。

令和８年１１月１７日

群馬県知事　山　本　一　太

病名	畜種	患畜又は疑似患畜の区分	発生頭数	発生年月日	発生場所	処置
ヨーネ病	牛	患畜	１頭	令和８年１０月２６日	安中市	法令殺
ヨーネ病	牛	患畜	１頭	令和８年１０月２８日	安中市	法令殺

◎群馬県告示第２５７号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から１月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和８年１１月１７日

群馬県知事　山　本　一　太

道路の種　類	路線名	区　　間	供用開始の期日
一般国道	３５４号	高崎市綿貫町字原北１６９４番の３地先から同市同字同１７０８番の２地先まで	令和８年１１月１７日

■ 公　　告

農地法（昭和２７年法律第２２９号）第４１条第１項の規定による農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請があったので、同条第２項において読み替えて準用する同法第３８条第１項の規定により、次のとおり公告する。

令和８年１１月１７日

群馬県知事　山　本　一　太

１　申請に係る農地の所在等

所在・地番	地目	面積（㎡）	所有者等の情報
沼田市白沢町上古語父字月夜野６６３番	畑	９７０	（亡）桑原哲平
沼田市白沢町上古語父字月夜野６６４番	畑	９７０	（亡）桑原哲平

２　申請に係る農地の利用の現況

貸付予定の耕作者が耕作している。

３　申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に貸し付ける。（果樹）

４　申請に係る農地が農地中間管理事業の推進に関する法律（平成２５年法律第１０１号）第８条第２項第１号に規定する基準に適合すると認められる旨及びその理由

公益財団法人群馬県農業公社農地中間管理事業規程第４条に適合するため、農地中間管理事業の推進に関する法律第８条第２項第１号に規定する基準に適合すると認められる。

５　希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和８年１２月２５日	令和１３年１２月２４日まで （５年間）	２５２，５９０円 （年額２６，０４１円／１０ａ）

６　意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和８年１２月１日

(2) 提出先

群馬県農政部農業構造政策課

(3) 記載事項

ア　意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ　意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ　意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

エ　意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ　意見の趣旨及びその理由

カ　その他参考となるべき事項

農地法（昭和２７年法律第２２９号）第４１条第１項の規定による農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請があったので、同条第２項において読み替えて準用する同法第３８条第１項の規定により、次のとおり公告する。

令和８年１１月１７日

群馬県知事　山　本　一　太

１　申請に係る農地の所在等

所在・地番	地目	面積（㎡）	所有者等の情報
吾妻郡東吾妻町大字大戸１２２１番地１	畑	５６１	（亡）湯浅功

２　申請に係る農地の利用の現況

貸付予定の耕作者が耕作している。

３　申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に貸し付ける。（花き）

４　申請に係る農地が農地中間管理事業の推進に関する法律（平成２５年法律第１０１号）第８条第２項第１号に規定する基準に適合すると認められる旨及びその理由

公益財団法人群馬県農業公社農地中間管理事業規程第４条に適合するため、農地中間管理事業の推進に関する法律第８条第２項第１号に規定する基準に適合すると認められる。

５　希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和９年２月１日	令和１９年１月３１日まで （１０年間）	４２，０２０円 （年額７，４９０．６円／１０ａ）

６　意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和８年１２月１日

(2) 提出先

群馬県農政部農業構造政策課

(3) 記載事項

ア　意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ　意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ　意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

エ　意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ　意見の趣旨及びその理由

カ　その他参考となるべき事項

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３６条第２項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和８年１１月１７日

群馬県知事　山　本　一　太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
１	邑楽郡邑楽町大字狸塚字昭和１２４１－２、１２４１－３、１２４２－７、１２４２－８	邑楽郡邑楽町大字篠塚１４７７番地１ 有限会社横山木材不動産　代表取締役　横山栄治
２	北群馬郡吉岡町大字大久保字吉開戸５７４－１、５７５－１	北群馬郡吉岡町大字大久保５８２番地 東洋ケアサービス株式会社　代表取締役　細野烈

毎週火、金曜日発行

発　行　群　馬　県

群馬県前橋市大手町一丁目１番１号

電話　027-223-1111